

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 藤村電業株式会社

業者の住所 : 京都府京丹後市丹後町岩木477-4

2 指名停止の期間 : 令和3年12月8日～令和4年2月7日(2か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 近畿地区

### 4 事実概要

当該業者は、京都府中丹東土木事務所が公告した「国道173号道路維持管理工事」及び京都府山城北土木事務所が公告した「山城総合運動公園都市公園等災害復旧工事他」において、一般競争入札参加資格確認資料に虚偽の記載をしたことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年9月22日、京都府から同条第3項の規定により22日間の営業停止処分を受けた。

### 5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

#### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為)	
13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)